

現金取得者向け新築対象住宅証明書の発行業務要領

一般財団法人秋田県建築住宅センター

この業務要領は、一般財団法人秋田県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実践する、すまい給付金制度において住宅ローンを利用せずに新築住宅を取得する場合の給付措置に係る現金取得者向け新築対象住宅証明書の発行に関する業務について適用します。

I. 用語の定義

1. この要領において「現金取得者」とは、住宅ローンを利用せず現金で新築住宅を取得する者をいう。
2. この要領において「新築住宅」とは、人の住居の用に供したことの無い住宅であって、工事完了から1年以内のものをいう。
3. この要領において「一戸建ての住宅」とは、人の住居の用以外の用途に供する部分を有しない一戸建ての住宅をいう。
4. この要領において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

II. すまい給付金制度（前提）

1. 発行業務の位置付け

1) すまい給付金制度は、消費税率の引上げが予定される平成26年4月以降に引渡された住宅から、税制面での特例が措置される平成29年12月までに引渡され入居が完了した住宅を対象に、住宅取得者の負担を軽減するため現金を給付する制度です。なお、消費税率5%が適用される住宅は給付対象外となります。

2) すまい給付金を申請しようとする者は、すまい給付金事務局に、必要な確認書類を添えて申請書を提出することが求められます。

現金取得者がすまい給付金の申請に必要な確認書類は、【フラット35】S基準への適合が確認できる書類などです。

3) 2)のうち、【フラット35】S基準が確認できる書類としては以下のいずれかとなります。

① 竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（新築住宅）

【フラット35】Sに適用する基準に適合

② 現金取得者向け新築対象住宅証明書

4) 3)のうち、①については、既存の制度を利用したものであり、本要領では②の現金取得者向け新築対象住宅証明書の発行業務について説明します。

2. 現金取得者向け新築対象住宅証明書に係る基準については、【フラット35】S（金利Bプラン）の基準と同一で、表1①から⑤のいずれかになります。

なお、【フラット35】に係る基礎技術基準は対象とはなりません。

表1：【フラット35】S（金利Bプラン）の基準

省エネルギー性	① 断熱等性能等級4の住宅 ② 一次エネルギー消費量等級4以上の住宅
耐久性・可変性	③ 劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上の住宅（共同住宅については、一定の更新対策※が必要） ※一定の更新対策とは、躯体天井高の確保（2.5m以上）及び間取り変更の障害となる壁または柱がないこと。
耐震性	④ 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上の住宅 ⑤ 免震建築物
バリアフリー性	⑥ 高齢者等配慮対策等級3以上の住宅

III. 審査手順・要領

1. 手続きの流れ

1) 審査・発行の条件

① 業務の対象住宅

現金取得者向け新築対象住宅証明書の発行業務の対象住宅は、センターが定める設計住宅性能評価業務を行うことができる住宅に該当するものとします。また、申請の時期は着工前、着工後を問わないものとします。

② 適合審査の実施者

現金取得者向け新築対象住宅に係る基準への適合審査（以下「適合審査」という。）の実施者は、住宅の品質確保の促進に関する法律（以下「住宅品質確保法」という。）第13条に定める評価員でセンターに評価員として選任されている者（以下「審査員」という。）とします。また、業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして平成18年国土交通省告示第304号を審査員について準用します。

③ 適合審査に必要な提出書類

a. 省エネルギー性による場合

・断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上の審査に必要な事項が明示された図書

（例）仕様書、各階平面図、立面図、断面図又は矩計図、外皮計算書、基準の適合が証明できる書類（以下「評価書等」という。）を活用する場合はセンターが交付した評価書等の写し。一次エネルギー消費量等級4以上への適合が分かる図書。

評価書等…設計住宅性能評価書（表1の基準に適合）

設計住宅性能評価書（表1の基準に適合）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定通知書

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証

贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書（表1の基準に適合）

※評価書等が添付されている場合は、審査に必要な事項が明示された図書を省略できる場合があります。

b. 耐久性・可変性による場合

- ・劣化対策等級3、かつ、維持管理対策等級2以上（共同住宅等についてはこれに加えて一定の更新対策）の審査に必要な事項が明示された図書

（例）仕様書、各階平面図、立面図、断面図又は矩計図、評価書等を活用する場合はセンターが交付した評価書等の写し

評価書等…設計住宅性能評価書（表1の基準に適合）

設計住宅性能評価書（表1の基準に適合）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定通知書

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証

※評価書等が添付されている場合は、審査に必要な事項が明示された図書を省略できる場合があります。

c. 耐震性による場合

- ・耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上、又は、免震建築物の審査に必要な事項が明示された図書

（例）仕様書、各階平面図、立面図、断面図又は矩計図、基礎伏図、各階伏図、耐震等級2以上が確認できる計算書、評価書等を活用する場合はセンターが交付した評価書等の写し

評価書等…設計住宅性能評価書（表1の基準に適合）

設計住宅性能評価書（表1の基準に適合）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定通知書

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証

贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書（表1の基準に適合）

※評価書等が添付されている場合は、審査に必要な事項が明示された図書を省略できる場合があります。

d. バリアフリー性による場合

- ・高齢者等配慮対策等級3以上の審査に必要な事項が明示された図書

（例）仕様書、各階平面図、立面図、断面図又は矩計図、評価書等を活用する場合はセンターが交付した評価書等の写し

評価書等…設計住宅性能評価書（表1の基準に適合）

設計住宅性能評価書（表1の基準に適合）

※評価書等が添付されている場合は、審査に必要な事項が明示された図書を省略できる場合があります。

2) 業務の引受

- ・センターは、申請者から適合審査の申請があった場合は、現金取得者向け新築対象住宅証明書審査申請書（別記様式1）のほか、1) ③の図書が正副2部添付されていること及び以下の事項について確認します。

- a. 申請のあった住宅が、センターが定める設計住宅性能評価業務を行う区分に該当すること
 - b. 申請のあった住宅の建て方（一戸建て住宅か共同住宅等）の確認をすること
 - c. 申請のあった住宅に適用する住宅性能の確認をすること
 - d. 申請の評価書等の添付がある場合は、その書類を確認すること
 - e. 提出図書に不足なく、かつ記載事項に漏れがないこと
- ・提出書類に特に不備がない場合には申請者に対して引受承諾書を交付します。

3) 適合審査の実施

- ・ 2) の後で、「2. 適合審査の方法」により審査を行います。
- ・ 1) ③で提出された図書の内容に疑義がある場合は必要に応じて申請者又は代理者に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めます。

4) 現金取得者向け新築対象住宅証明書等の発行

- ・ 「2. 適合審査の方法」により審査が完了し、現金取得者向け新築対象住宅に係る基準に適合していると認める場合、申請者に対して現金取得者向け新築対象住宅証明書（別記様式2）（以下「証明書」という。）を4通発行します。
- ・ 証明書に記載する証明書番号は、別表「証明発行番号の付番方法」に基づいて付番します。
- ・ 提出図書の内容が基準と不適合の場合又は明らかに虚偽がある場合は、申請者に対して現金取得者向け新築対象住宅判定基準不適合通知書を発行します。
- ・ 証明書等の発行は、申請書及び提出書類の副本を1部添えて行います。

2. 適合審査の方法

1) 省エネルギー性による場合

評価方法基準5-1断熱等性能等級4に適合していることを提出図書により審査します。なお、申請時に住宅品質確保法に基づく住宅型式性能認定書（以下「認定書等」という。）が添付されている場合は当該基準への適合の審査を省略し、認定書等の結果を活用することができます。

2) 耐久性・可変性による場合

評価方法基準3-1劣化対策等級3かつ4-1維持管理対策等級（専用配管）2以上に適合していることを提出図面により審査します。共同住宅等についてはこれに加えて4-2維持管理対策等級（共用配管）2以上、躯体天井高2.5m以上及び間取り変更の障害となる壁または柱がないことを審査します。なお、申請時に評価書等及び認定書等が添付されている場合は当該基準への適合の審査を省略し、評価書等及び認定書等の結果を活用することができます。

3) 耐震性による場合

評価方法基準1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上又は1-3その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）の免震建築物に適合していることを提出図面により審査します。なお、申請時に評価書等及び認定書等が添付されている場合は当該基準への適合の審査を省略し、評価書等及び認定書等の結果を活用することができます。

4) バリアフリー性による場合

評価方法基準9-1高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上、共同住宅等についてはこれ

に加えて9－2高齢者等配慮対策等級（共用部分）3以上に適合していることを提出図面により審査します。なお、申請時に評価書等及び認定書等が添付されている場合は当該基準への適合の審査を省略し、評価書等及び認定書等の結果を活用することができます。

IV. その他

1. 適合審査料金

1) 基本料金は別途適合審査料金規程によるものとします。

2) その他料金

①事前相談等に係る費用を別途請求できるものとします。

②適合審査料金を減額する為の要件

- ・当該業務が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。
- ・センターが定める戸数以上の申請が見込めるとき。

3) 追加発行料金

現金取得者向け新築対象住宅証明書を追加発行する場合の料金は、1回の依頼で1住戸につき3,300円（消費税込）とします。

2. 秘密保持について

センター及び審査員並びにこれらの者であった者は、この適合審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益の為に使用してはなりません。

3. 帳簿の作成・保存

センターは、次の(1)から(10)までに掲げる事項を記載した証明書の発行業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることなく、かつ、証明書の発行業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存します。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

(2) 証明書の発行の対象となる建築物の名称

(3) 証明書の発行の対象となる住宅の所在地

(4) 証明書の発行の対象となる住宅の建て方

(5) 証明書の発行の対象となる住宅に適用する住宅性能

(6) 適合審査の申請を受けた年月日

(7) 適合審査を行った審査員の氏名

(8) 適合審査料金の金額

(9) 証明書の発行番号

(10) 証明書の発行を行った年月日又は対象住宅判定基準不適合通知書の発行を行った年月日

ただし、上記にあげる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを帳簿に代えることができるものとする。

4. 書類等の保存

帳簿は適合審査業務の全部を終了した日の属する年度、適合審査用提出図書および証明書の写

しは証明書の発行を行った日の属する年度から5事業年度保管します。

5. 国土交通省への報告等

センターは、公正な業務を実施するために国土交通省やすまい給付金事務局から業務に関する報告等を求められた場合には、適合審査の内容、判断根拠その他の情報について報告等を行います。

平成26年3月1日 制定

平成27年4月1日 改定

令和3年4月1日 改定